

寄附をされた方へ ～条例で指定した寄附金を支出された場合～

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町が条例で指定した寄附金については、所得税の確定申告又は住民税の申告を行うことにより、住民税の税額から控除することができます。

■石川県が条例で指定した控除対象寄附金（個人県民税分）

石川県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県内に事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金です。

所得税の控除対象寄附金	個人県民税の控除対象寄附金
財務大臣が指定した寄附金 (国立大学法人、公立大学法人等への寄附金)	左記のうち、 <u>県内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金</u> (<u>県内事務所で収納された寄附金</u>) に限ります。
独立行政法人、自動車安全運転センター等に対する寄附金	
公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金	
学校法人に対する寄附金 (学校の入学に関して支出した寄附金は除く)	
社会福祉法人に対する寄附金	
更生保護法人に対する寄附金	
国税庁長官、都道府県知事又は指定都市の長の認定又は特例認定を受けたNPO法人に対する寄附金	
認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	左記のうち、 <u>石川県知事又は石川県教育委員会の所管するもの</u>

※ 国、政党等に対する寄附金は控除対象となりません。

※ 学校法人については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限られます。

■市町が指定した控除対象寄附金（個人市町民税分）

県内各市町の個人市町民税の控除対象寄附金の指定状況については、お住まいの市町の住民税担当課へご確認ください。

■寄附金控除の適用対象となる方

石川県（又は県内市町）が指定した控除対象寄附金を受け入れる法人に対し、1月1日から12月31日までに寄附を行い、かつ寄附を行った年の翌年の1月1日現在に石川県内の市町に住所を有する方

※ 寄附をされた年の翌年の1月1日以前に石川県外に転居した場合、転居先の都道府県（市区町村）において当該法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、個人住民税の寄附金控除の適用は受けられません。

■控除額

次の式により算出した額が、寄附をされた年の翌年度の個人住民税額から控除されます。

区分	計算式
石川県が条例指定した寄附金 〔個人県民税分〕	(寄附金額 - 2,000円) × 4%
お住まいの市町が条例指定した寄附金 〔個人市町民税分〕	(寄附金額 - 2,000円) × 6%
石川県とお住まいの市町が共に条例指定した寄附金〔個人県民税・個人市町民税分〕	(寄附金額 - 2,000円) × 10%

※ 控除対象となる寄附金額の限度額は、総所得金額等の30%です。

■寄附金控除の申告

- 1 所得税と個人住民税の寄附金控除の両方の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、**翌年3月15日（税務署の閉庁日に当たる場合はその翌開庁日）までに最寄りの税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。**

※ 所得税の確定申告には、寄附を受けた法人・団体等が発行する寄附金受領証明書等の書類の添付が必要です。

※ 都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）や、石川県共同募金会・日本赤十字社石川県支部に対する寄附金についても、同様に寄附金控除の対象となります。

- 2 給与所得者又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金控除のみを受けようとする方は、寄附をされた年の翌年1月1日現在に住所地である市町に、寄附をされた年の翌年3月15日（市役所・町役場の閉庁日に当たる場合はその翌開庁日）までに「寄附金税額控除申告書」を提出したうえで、申告してください。

※ 住民税の申告の際には、寄附を受けた法人・団体等が発行する寄附金受領証明書等の書類の添付が必要です。

■お問い合わせ先

石川県総務部税務課

企画・税政納税グループ（寄附金税制全般について） TEL (076) 225-1271

課税・調査グループ（申告について） TEL (076) 225-1272

メールアドレス zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp FAX (076) 225-1275

ホームページアドレス <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index2.html>

※ 県税に関するお知らせ「個人住民税の寄附金税制について」のページから寄附金税額控除申告書様式をダウンロードできます。

（令和2年1月作成）